

青森県報

第千百十一号

令和八年
八月三十一日
(月曜日)

目次

規則

○青森県財務規則の一部を改正する規則……………(財務指導課) ……一

告示

○公印の印影を印刷することができる文書……………(総務文書課) ……一

○二等陸士、二等海士及び二等空士(任期制自衛官)の募
期間、採用試験の期日等及び応募資格……………(市町村課) ……二

○車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路の指定……………(道路課) ……二

○車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路の指定……………(同) ……三

○車両制限令第三条第四項に規定する道路の指定……………(同) ……三

○車両制限令第三条第四項に規定する道路の指定の解除……………(同) ……四

公 告

○農用地利用集積等促進計画の認可……………(構造政策課) ……四

○知事管理漁獲可能量の公表……………(水産振興課) ……八

教育委員会

○県立中学校の入学者選抜手数料に係る指定納付受託者の指
定……………(学校教育課) ……八

人事委員会

○人事委員会規則六一一五(職員の任用に関する規則)の一
部を改正する規則……………(事務局) ……八

公営企業

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………

(病院局)
(施設管理課) ……九

規 則

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月三十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第四十二号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正す
る。

第三十九条第三項中第二十二号を第二十三号とし、第七号から第二十一号までを一
号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 県立中学校の入学者選抜手数料

附 則

この規則は、令和八年九月一日から施行する。

告 示

青森県告示第四百六十一号

令和八年四月一日青森県告示第二百三十二号(公印の印影を印刷することができる
文書)の一部を次のように改正する。

令和八年八月三十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

第四十一号を削り、第四十号を第四十一号とし、第七号から第三十九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 行政書士試験合格証

第四十二号を次のように改める。

四十二 児童扶養手当に係る次に掲げるもの

1 証書

2 認定通知書

3 認定請求却下通知書

4 支給停止通知書

5 支給停止解除通知書

6 額改定通知書

7 資格喪失通知書

8 移管通知書

第五十八号を第五十九号とし、第四十三号から第五十七号までを一号ずつ繰り下げ、第四十二号の次に次の一号を加える。

四十三 特別児童扶養手当に係る障害認定通知書

青森県告示第四百六十二号

二等陸士、二等海士及び二等空士（任期制自衛官）として採用する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官の令和八年度第二次募集期間、採用試験の期日等及び応募資格を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条及び第百十七条第一項（第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により告示する。

令和八年八月三十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 募集期間及び採用試験の期日等

募 集 期 間

令和八年七月一日から同年九月一日まで

試 験 期 日

開始時刻

試 験 場

位 置

名 称

筆記試験
(WEB)

令和八年九月十六日(水)から
同年九月二十日(日)

任意の場所

自宅及び各地域事務所

口述試験
及び身体
検査

令和八年九月十六日(土)

弘前市大字原ヶ平
字山中一八の一

陸上自衛隊弘前駐屯地

令和八年十月一日(木)

むつ市大湊町四の

海上自衛隊大湊基地

令和八年十月三日(土)

八戸市大字市川町
字桔梗野官地

陸上自衛隊八戸駐屯地

令和八年十月十日(土)

青森市浪館字近野
四五

陸上自衛隊青森駐屯地

三沢会場については、受付後、受験者に通知

二 応募資格

採用予定月の一日現在、十八歳以上三十三歳未満の者（三十二歳の者は、採用予定月の末日現在において、三十三歳に達していない者）

青森県告示第四百六十三号

車両制限令（昭和三十六年政令第百六十五号）第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンとなる道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第百二十八号）第五条第一項の規定により公示する。

令和八年八月三十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
国道二七九号	上北郡横浜町字太郎須田二の一から 上北郡横浜町字豊栄平二五まで
県道泊陸奥横浜停車場線	むつ市大字田名部字前田四三から むつ市大字奥内字大室平一〇の三九まで 上北郡横浜町字林ノ脇七九の一ニまで

二 指定する年月日
令和八年九月一日

青森県告示第四百六十四号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルとなる道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第五条第一項の規定により公示する。

令和八年八月三十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
国道二七九号	上北郡横浜町字太郎須田二の一から 上北郡横浜町字豊栄平二五まで むつ市大字田名部字前田四三から むつ市大字奥内字大室平一〇の三九まで

路線名	区 間
国道三三八号	むつ市中央二丁目三〇六の八〇から むつ市大字田名部字前田三八の三まで
県道泊陸奥横浜停車場線	上北郡横浜町字太郎須田一の二から 上北郡横浜町字林ノ脇七九の一ニまで
県道下北停車場線	むつ市中央二丁目五五の一から むつ市中央二丁目二〇〇の一まで

二 指定する年月日
令和八年九月一日

青森県告示第四百六十五号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第四項の規定により、通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度が同項各号に掲げるものとなる道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第五条第一項の規定により公示する。

令和八年八月三十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
国道二七九号	上北郡横浜町字太郎須田二の一から 上北郡横浜町字豊栄平二五まで むつ市大字田名部字前田四三から むつ市大字奥内字大室平一〇の三九まで
国道三三八号	むつ市中央二丁目三〇六の八〇から むつ市大字田名部字前田三八の三まで

県道泊陸奥横浜停車場線	上北郡横浜町字太郎須田一の二から 上北郡横浜町字林ノ脇七九の一二まで
県道下北停車場線	むつ市中央二丁目五五の一から むつ市中央二丁目二〇〇の一まで

二 指定する年月日
令和八年九月一日

青森県告示第四百六十六号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第四項の規定による通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度が同項各号に掲げるものとなる道路の指定を次のとおり解除するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第五条第一項の規定により公示する。

令和八年八月三十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 解除する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
国道二七九号	上北郡横浜町字林ノ脇七九の一二から 上北郡横浜町字豊栄平七二の一まで
県道赤川下北停車場線	むつ市南赤川町一一の三から むつ市下北町九〇の一まで
県道下北停車場線	むつ市下北町九〇の一から むつ市中央二丁目四九の六まで

二 解除する年月日
令和八年九月一日

公 告

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和八年八月三十一日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和八年八月三十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

○農用地利用集積等促進計画（貸借・一括方式）

賃借権の設定等を受ける者 氏名又は名称	住所又は所在地	市町村	大字	字	番地	
佐々木 公洋	青森市	青森市	西田沢	沖津	351番1 2	
佐々木 公洋	青森市	青森市	西田沢	沖津	351番3 7	
松野 真尚	青森市	青森市	大別内	西田	155番1	
松野 真尚	青森市	青森市	大別内	西田	150番1	ほか2筆
松野 真尚	青森市	青森市	大別内	西田	156番	
農事組合法人 羽白開発	青森市	青森市	奥内	宮田	561番2	
農事組合法人 羽白開発	青森市	青森市	飛鳥	岸田	262番	
農事組合法人 羽白開発	青森市	青森市	飛鳥	岸田	263番	ほか1筆
農事組合法人 羽白開発	青森市	青森市	羽白	富田	168番1	ほか1筆

有株式会社奈良岡 アナーム	南津軽郡藤崎町	青森市	浪岡大字吉野田	平野	22番27	ほか1筆
加藤 俊悦	青森市	青森市	浪岡大字女鹿沢	朝日	2番	
瓜田 直雅	西津軽郡鰺ケ沢町	西津軽郡鰺ケ沢町	松代町	白沢	280番1	ほか3筆
株式会社ほのか	西津軽郡鰺ケ沢町	西津軽郡鰺ケ沢町	湯舟町	安田	102番	
株式会社ほのか	西津軽郡鰺ケ沢町	西津軽郡鰺ケ沢町	小屋敷	浮橋	261番	
株式会社ほのか	西津軽郡鰺ケ沢町	西津軽郡鰺ケ沢町	建石町	雲雀野	148番1	ほか2筆
株式会社ほのか	西津軽郡鰺ケ沢町	西津軽郡鰺ケ沢町	建石町	大曲	153番	ほか3筆
大池 克	上北郡七戸町	上北郡七戸町	大池	大池	36番13	
浦田 一夫	上北郡七戸町	上北郡七戸町	西野	85番6		
氣田 修	上北郡七戸町	上北郡七戸町	荒屋	327番1	ほか1筆	
久保 均	上北郡七戸町	上北郡七戸町	荒屋	40番1	ほか2筆	
蛭名 徳馬	上北郡七戸町	上北郡七戸町	舟場向保川久保	197番3	ほか2筆	
瀬川 左一	上北郡七戸町	上北郡七戸町	上ノ山	48番2		
株式会社島谷部 ライオンセクター	上北郡七戸町	上北郡七戸町	野崎樋場	27番1	ほか1筆	
小林農事株式会社	上北郡七戸町	上北郡七戸町	矢倉	42番		
小林農事株式会社	上北郡七戸町	上北郡七戸町	八ヶ田	166番		

有株式会社原幸運送	上北郡七戸町	上北郡七戸町		道ノ下	56番	ほか2筆
有株式会社原幸運送	上北郡七戸町	上北郡七戸町		猪ノ鼻	593番	ほか4筆
有株式会社原幸運送	上北郡七戸町	上北郡七戸町		森ノ下	313番	ほか2筆
有株式会社原幸運送	上北郡七戸町	上北郡七戸町		上平	9番1	ほか1筆
有株式会社原幸運送	上北郡七戸町	上北郡七戸町		後平	796番	ほか7筆
有株式会社原幸運送	上北郡七戸町	上北郡七戸町		根間手	74番	ほか7筆
有株式会社原幸運送	上北郡七戸町	上北郡七戸町		野崎狐久保	195番3	
有株式会社原幸運送	上北郡七戸町	上北郡七戸町		天間館荒谷	27番2	ほか3筆
有株式会社原幸運送	上北郡七戸町	上北郡七戸町		館ノ下	6番1	ほか1筆
有株式会社原幸運送	上北郡七戸町	上北郡七戸町		猪ノ鼻	571番1	ほか2筆
築田 貢	上北郡七戸町	上北郡七戸町		寺沢前	75番6	ほか2筆
瀬川 左一	上北郡七戸町	上北郡七戸町		太田	175番1のうち	ほか2筆
瀬川 左一	上北郡七戸町	上北郡七戸町		向平	11番のうち	
瀬川 左一	上北郡七戸町	上北郡七戸町		大林	59番2	ほか3筆
株式会社こさか農産	上北郡七戸町	上北郡七戸町		鉢森平	625番	ほか1筆
株式会社天間フナーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町		猪ノ鼻	719番	
株式会社天間フナーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町		根間手	106番	ほか1筆

株式会社天間 フアーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町		小田 下	61番1	ほか2筆
有限会社瀬川 農場	上北郡七戸町	上北郡七戸町		上志 多	67番1	ほか4筆
有限会社瀬川 農場	上北郡七戸町	上北郡七戸町		天間館 寒水	1番1の うち	ほか7筆
有限会社瀬川 農場	上北郡七戸町	上北郡七戸町		柳 平	295番	ほか2筆
株式会社田代 精米所	上北郡六戸町	上北郡六戸町	折茂	今熊	234番1 3	
株式会社田代 精米所	上北郡六戸町	上北郡六戸町	折茂	下タ田	84番1	ほか8筆
株式会社田代 精米所	上北郡六戸町	上北郡六戸町	折茂	今熊	722番	ほか4筆
株式会社田代 精米所	上北郡六戸町	上北郡六戸町	折茂	今熊	234番3 5	ほか15筆
株式会社田代 精米所	上北郡六戸町	上北郡六戸町	折茂	畑刈	197番	ほか12筆
株式会社田代 精米所	上北郡六戸町	上北郡六戸町	折茂	大道	24番2	ほか7筆
株式会社田代 精米所	上北郡六戸町	上北郡六戸町	折茂	畑刈	216番	ほか3筆
株式会社田代 精米所	上北郡六戸町	上北郡六戸町	折茂	今熊	702番1	ほか3筆
松島 正利	上北郡六戸町	上北郡六戸町	鶴喰	鶴喰	95番	ほか3筆
松島 正利	上北郡六戸町	上北郡六戸町	柳町	猿ヶ池	63番	ほか1筆
株式会社あお もり野菜	上北郡六戸町	上北郡六戸町	犬落瀬	堀切沢	60番38 8	ほか4筆
佐々木 啓一	上北郡六戸町	上北郡六戸町	犬落瀬	四木	77番24 8	
山内 茂	上北郡六戸町	上北郡六戸町	犬落瀬	坪毛沢	25番81	

杉山 武夫	上北郡六戸町	上北郡六戸町	犬落瀬	高屋敷	1番1	ほか7筆
杉山 武夫	上北郡六戸町	上北郡六戸町	犬落瀬	高屋敷	3番3	ほか1筆
砂渡 伸一	上北郡六戸町	上北郡六戸町	折茂	今熊	1471番 1	ほか5筆
田中 裕紀	上北郡六戸町	上北郡六戸町	犬落瀬	高館	62番39	
豊川 信雄	上北郡六戸町	上北郡六戸町	犬落瀬	坪毛沢	144番	
十和田アグリ 株式会社	十和田市	上北郡六戸町	折茂	今熊	1565番	
十和田アグリ 株式会社	十和田市	上北郡六戸町	折茂	今熊	1676番	
竹ヶ原 善昭	十和田市	上北郡六戸町	折茂	今熊	1556番	

○農用地利用集積等促進計画（貸借・再配分）

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地				
氏名又は名称	住所又は所在地	市町村	大字	字	番地	
株式会社のう さんファーム	黒石市	青森市	浪岡大郷	平田	176番	ほか2筆
株式会社のう さんファーム	黒石市	青森市	浪岡大郷	朝日	4番	ほか3筆
野沢 一平	青森市	青森市	細越	常盤	341番	
野沢 一平	青森市	青森市	細越	浅田	97番	ほか2筆
野沢 一平	青森市	青森市	細越	常盤	406番	ほか1筆
野沢 一平	青森市	青森市	細越	堅盤	322番	

野沢 一平	青森市	青森市	高田	日野	342番1	ほか3筆
野沢 一平	青森市	青森市	細越	常盤	202番2	ほか2筆
野沢 一平	青森市	青森市	細越	種元	128番	ほか3筆
株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	森山	鷹ノ巣	60番	
株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	唐牛	福島	35番のうち	ほか3筆
株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	八幡館	長面	22番のうち	
株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	八幡館	長面	23番	
株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	八幡館	長面	24番	
株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	八幡館	桜田	62番	ほか3筆
株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	八幡館	泉田	65番	
株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	三ツ目	目屋沢出口	42番	ほか4筆
株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	三ツ目	大平口	71番	
株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	三ツ目	水沢出口	85番	
株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	三ツ目	浅瀬	53番	
株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	三ツ目	大堰口	41番	
株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	森山	泡中	72番のうち	
株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	森山	泡中	73番	ほか2筆

株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	八幡館	広田	32番	
株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	苦木	豊田	262番	
株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	八幡館	長面	16番1	
株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	三ツ目	前阿弥	1番	
株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	八幡館	桜田	49番	ほか4筆
株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	森山	古館	25番	ほか2筆
株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	森山	堂山	33番1	ほか2筆
株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	森山	堂山	34番1	
株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	苦木	長谷田	162番	ほか1筆
株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	三ツ目	目屋沢出口	47番	ほか1筆
株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	三ツ目	目屋沢出口	50番	
株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	森山	上福田	91番	
株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	森山	上福田	95番1	ほか2筆
株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	森山	上福田	97番1	ほか1筆
株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	八幡館	泉田	91番	
株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	八幡館	泉田	92番	
株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	三ツ目	富岡	354番のうち	

株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	八幡館	桜田	52番	
株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	居士	東田	102番1	ほか1筆
株式会社三上	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	森山	古館	27番	ほか1筆

知事管理漁獲可能量の公表

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第四項の規定により公表する。

令和八年八月三十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

次に掲げる特定水産資源に関する令和8管理年度（令和8年9月1日から令和9年8月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県べにずわいがに日本海（知事許可水域）漁業	試行水準

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年八月三十一日

青森県教育委員会

一 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地並びに指定年月日

名 称	住 所 又 は 事 務 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社システムディ	京都府京都市中京区烏丸通三条上る場之町六〇三	令和八・九・一

二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等

県立中学校の入学者選抜手数料

三 指定納付受託者に納付を委託することができる期間

令和八年九月一日から令和九年三月三十一日まで

人 事 委 員 会

人事委員会規則六一一五（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則六一一五（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則六一一五（職員の任用に関する規則）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第一号中ウをエとし、イをウとし、アをイとし、イの前に次のように加える。

ア 第三十三条第一号に掲げる職のうち人事委員会が認めるもの

第四十四条第二項中「イ」を「ア又はウ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年八月三十一日

青森県病院事業管理者 大 山 力

- 一 物品等の名称及び数量
重油（日本産業規格 一種二号） 十二万リットル
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局管理室施設管理課
青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和八年七月二十七日
- 五 落札者の名称及び住所
北日本エネルギー株式会社青森販売支店
青森市問屋町一丁目六の二〇
- 六 落札金額
一リットル 百十四円八十四銭
- 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和八年二月十三日

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
定価小口一枚二付二十四円九十五銭	毎週月・水・金曜日発行